

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアス ポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]	円 <u>260</u>	円 <u>620</u>	会議室	[略]	円 <u>270</u>	円 <u>640</u>
ステージ	[略]	<u>260</u>	<u>810</u>	ステージ	[略]	<u>270</u>	<u>830</u>
選手控室	[略]	<u>210</u>	<u>430</u>	選手控室	[略]	<u>220</u>	<u>440</u>
放送設備	[略]	<u>260</u>	<u>620</u>	放送設備	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>
電光掲示板	[略]	<u>310</u>	<u>620</u>	電光掲示板	[略]	<u>320</u>	<u>640</u>
総合演技台	[略]	<u>1,260</u>	<u>2,500</u>	総合演技台	[略]	<u>1,300</u>	<u>2,570</u>
ピアノ	[略]	<u>500</u>	<u>1,000</u>	ピアノ	[略]	<u>510</u>	<u>1,030</u>
[略]				[略]			
体操用具	[略]	<u>1,020</u>	<u>2,040</u>	体操用具	[略]	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>
バスケット ボール用具	[略]		<u>310</u>	バスケット ボール用具	[略]		<u>320</u>
[略]				[略]			
トランポリ ン	[略]		<u>310</u>	トランポリ ン	[略]		<u>320</u>
レスリング マット	[略]		<u>360</u>	レスリング マット	[略]		<u>370</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。